平成２３年（フ）第５３１号
神奈川県小田原市前川742番地の２
債務者　伊澤　幸江
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３２５号
相模原市中央区南橋本１丁目14番14号　インベストメント南橋本205
債務者　阿部　　宏
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４０号
相模原市南区東林間２丁目15番11号　ザオウ・コーポ606
債務者　田崎美保子（旧姓井出）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３５９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目16番14号　エクセルコート淵野辺201
債務者　奥村　早紀（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６４号
相模原市緑区久保沢１丁目９番16号
債務者　吉村　幸子
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６６号
相模原市中央区相生３丁目12番８号
債務者　榎本　和美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３６７号
神奈川県座間市ひばりが丘１丁目47番７―103号　グリーンヒルズひばりが丘
債務者　蛭田　ゆみ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３７１号
相模原市南区磯部1184番地１　ロイヤルフォルム103号
債務者　齋藤　優愛
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４００号
新潟市東区長者町６番27号　コーポ長者103号
債務者　小林　キイ
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０５号
新潟市南区戸頭248番地14
債務者　吉田　　均
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１３号
新潟市北区松浜みなと１番10号
債務者　坂井奈緒美
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２２号
新潟市東区船江町２丁目９番11号
債務者　山口　　強
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６１号
新潟市北区仏伝116番地８
債務者　陸　　未来
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９３号
京都市北区上賀茂朝露ケ原町12番地23　アンビエント上賀茂307号
債務者　大西　英之
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９５７号
京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　16棟403号
債務者　富田　孝恵
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７８号
京都市山科区御陵血洗町６番地４　ハイツクローバー103号
債務者　橋　　利巳
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１０８０号
京都市中京区西洞院通三条下る柳水町74番地205
債務者　中嶋　秀治
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係